

受け入れできないごみ

(リサイクル法対象品目や、専門の業者が処理を行うもの)

重要!!



該当するもの

1 家電リサイクル法に該当するもの



- ・家電リサイクル法の対象となるものは家電量販店へ



- ・パソコンは「パソコンリサイクル法」により、製造メーカーが適切にリサイクルを行います。

【例】

- ・自動車、バイク
- ・タイヤ
- ・バッテリー

3 処理が困難なもの

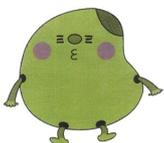
豆



- ・専門の業者じゃなければ処分ができないような「処理困難物」

豆

知識



指宿広域クリーンセンターでも受け入れられないごみがあるんだ。パソコンや家電リサイクル法で決められた品目のように製造メーカーなどに処理義務があるものや、処理するのに特別な方法をしないとイケないもの、処理する時に爆発などの危険が伴うもの、有毒なものなどがあるんだよ。

